

# 山口県特別養護老人ホームの入所に関する指針

## 1 目的

山口県特別養護老人ホームの入所に関する指針（以下「指針」という。）は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）が、入所希望者を受け入れるに当たって、施設サービスを受ける必要性が高い入所希望者の優先的な入所に努めることとされたことから、その判断基準を明示することにより、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な提供に資することを目的とします。

## 2 基本方針

指針の策定においては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 7 条第 2 項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 1 3 4 条第 2 項を踏まえ、各施設において、入所判定対象者の選定方法及び入所の必要性の高さを判断する基準並びに入所決定の手続き等を定める際の基本的な事項を示すとともに、優先的な入所の取り扱いについて、透明性及び公平性が確保できるようその運用方法等を定めることとします。

## 3 入所判定対象者の選定

### (1) 入所判定対象者

入所判定対象者は、入所申込者のうち、以下の者とするものとします。

- ① 要介護 3 から要介護 5 までの要介護者
- ② 居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護 1 又は 2 の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者

### (2) 特例入所の対象者

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮することとします。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である又は、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

### (3) 要介護 1 又は 2 の方の入所申込みの手続き

要介護 1 又は 2 の方の入所申込みの手続きについては、以下のとおりとします。

- ① 施設は、入所申込書に、特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容を

申込者側に丁寧に説明し、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを記載してもらうこととします。

- ② 申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこととします。なお、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとします。
- ③ 入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町（以下「保険者市町」という。）との間で情報の共有等を行うこととします。なお、施設と保険者市町との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないこととします。
  - ア 特例入所の要件に該当する旨の入所申込みを受けた場合において、施設は、保険者市町に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めることとします。
  - イ アの求めを受けた場合において、保険者市町は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする事とします。
  - ウ また、下記5(3)の入所検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町に意見を求めることが望ましいこととします。

## 4 入所の必要性を評価する基準

### (1) 評価基準

入所者決定においては、以下の基準に基づき公平に判断する必要があります。

- ① 基本的評価基準
  - ア 要介護度
  - イ 認知症の程度
  - ウ 介護者の状況
  - エ 居宅サービスの利用状況
- ② 個別の評価事項
  - ア 具体的な身体的・精神的な状態
  - イ 家屋等の環境的要因
  - ウ 待機期間
  - エ その他の要因（地域性、年齢等）

### (2) 優先順位の決定

- ① 優先順位の決定に当たっては、透明性を確保する必要があります。そのため、基本的評価基準に関する事項については、入所判定対象者が自分の優先度を確認できるよう点数化することとします。
- ② 基本的評価事項の点数化に当たっては、標準評価基準表（別表）に基づき、各施設において基準を作成するものとします。
- ③ 個別の評価事項については、入所判定対象者の状況を十分把握した上で、各施設において、専門的・総合的に判断します。

- ④ 入所の必要性については、基本的評価基準の点数と個別の評価事項の内容を総合的に判断し、順序を決定するものとします。

## 5 入所者決定の手続き

### (1) 入所申込み

- ① 各施設は、優先的な入所を判定する際に勘案する項目を盛り込んだ標準入所申込書（別紙様式）を参考に、入所申込書を作成します。
- ② 入所希望者は、入所申込書に所要の事項を記入して、各施設に提出します。
- ③ 入所希望者は、入所申込後、要介護度や介護者の状況など申込書の内容に変更が生じた場合には、変更届を提出するものとします。

### (2) 入所申込の受付

- ① 施設は、入所申込書を受け付ける際に、原則として入所希望者及び家族等と面接を行い、心身の状況や病歴等の把握に努めるとともに、入所順位の決定方法について説明を行うこととします。
- ② 施設は、入所希望者が要介護1又は2である場合には、特列入所が認められる場合のみ入所判定対象者となることについて説明を行うこととします。
- ③ 施設は、入所申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理します。
- ④ 入所や辞退等の事由が生じた場合は、その内容を記録し、入所申込書の取り扱いの経緯を明らかにします。

### (3) 入所検討委員会

- ① 施設は、入所者の選考を行うため、合議制の委員会（以下「入所検討委員会」という。）を設置します。
- ② 入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員及び介護支援専門員等で構成します。なお、公平性・透明性を高める観点から、原則として施設以外の第三者（地域の民生委員や福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員等）を入所検討委員会に参加させるものとします。
- ③ 入所検討委員会は、施設長が招集し、入所判定対象者の状況を踏まえ、原則として、年2回以上、定期的を開催するものとします。
- ④ 施設長は、必要に応じて、臨時に入所検討委員会を開催することができます。
- ⑤ 入所検討委員会は、指針を踏まえて、各施設における入所の必要性を判断する基準や手続き等を定めた「入所の取扱いに関する規程」（以下「規程」という。）を作成し、その内容を公表するものとします。
- ⑥ 入所検討委員会は、規程に基づき入所順位を決定し、入所判定対象者名簿（以下「対象者名簿」という。）を調製します。
- ⑦ 施設は、入所検討委員会を開催したときは、その会議の内容（3(3)③イ及びウの保険者市町の意見を含みます。）を記録し、これを二年間保存するものとします。
- ⑧ 施設は、市町等（市町が組織する広域連合を含む。）又は山口県から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとします。

### (4) 対象者名簿の調製と更新

① 調製方法

入所検討委員会は、規程に基づき、入所判定対象者の優先順位を決定し、上位の者から対象者名簿に登載するものとします。

② 名簿の更新

対象者名簿は、委員会の開催ごとに更新するものとします。

(5) 入所の決定

① 入所の決定

施設は、空床が生じた場合、対象者名簿の上位の者から順に、入所の意思確認を行い、入所を決定するものとします。

② 施設の状況による入所者決定の調整

施設における適切なサービスの提供や管理運営を行う上で、次の項目を勘案して入所者の調整ができます。ただし、これらの調整は、やむを得ない場合に限り行うことが適当であり、特に(イ)については、各施設において、可能な限り入所に対応できるよう努力する必要があります。

ア 性別

2人以上の居室で、同じ居室内に異性が生活することで、入所者相互の関係や施設の管理運営に支障をきたすおそれがあるとき。

イ 重度認知症等の状況

認知症専門床や個室等施設の状況などにより、適切な対応が困難な場合。

(6) 特別な事由による入所

次のいずれかに該当する場合は、施設長は入所検討委員会の審議によらず、入所を決定することができます。その場合において、施設長は、次回の入所検討委員会に報告するものとします。

① 災害又は事件・事故及び入所希望者の心身の状況又は介護環境の急激な変化等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、入所検討委員会を招集する余裕がないとき。

② 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に規定する措置委託を受けたとき又は家庭における虐待や介護放棄等の事情により、市町が措置に準じる場合として、入所依頼を行ったとき。

**6 既入所申込者の取り扱い等**

(1) 既入所申込者の取り扱い

各施設が優先的入所の取り扱いを実施する時点において、既に施設への入所の申込みを行っている者については、一定の周知期間を設け、入所者決定に係る基準や手続きの周知を図った上で、再度入所の申し込みを行うよう依頼することとします。

(2) 要介護1、2又は要介護ではない既入所申込者の取り扱い

各施設が特列入所の取り扱いを実施する時点において、既に施設への入所の申込みを行っている要介護1、2又は要介護ではない者（5(6)②の措置委託による場合を除く。）については、特列入所の取り扱いについて説明を行った上で、特列入所要件に該当する場合であれば、その理由など必要な情報を記載した書類を提出するよう依頼するとともに、上記3(3)③アのとおり、保険者市町への報告及び

意見照会を行うこととします。

### (3) 辞退者の取り扱い

対象者名簿に基づき、入所判定対象者に対し入所意思の確認を行った時点で、申込者の都合により辞退があった場合、その申込者の順位は最後尾に繰り下げます。

ただし、本人の入院等やむを得ない理由により辞退をする場合は、順位を留保するものとしします。

## 7 適正な運用

- (1) 県及び山口県老人福祉施設協議会は、指針を連名で公表するものとしします。
- (2) 県及び市町等は、指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとしします。
- (3) 施設は、介護サービスに関する相談窓口や介護支援専門員等と連携をとり、円滑な入所に努めるものとしします。
- (4) 施設は、規程に基づき適正に入所の選考・決定を行うものとしします。
- (5) 施設は、入所希望者及びその関係者の要請に応じて、選考の内容について説明するものとしします。なお、入院加療等の必要がある場合など、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を十分説明し、理解を得るとともに、病院・診療所、介護老人保健施設等を紹介するなど適切な措置を講じるものとしします。
- (6) 施設は、入所希望者に関する情報を第三者に提供する場合（特例入所に際し、保険者市町に報告する場合を含みます。）には、予め、相手方、目的、提供する情報の範囲等を記載した文書により、入所希望者の同意を得ておく必要があります。
- (7) 施設は、必要に応じて入所検討に係る資料の開示等を行う場合に、適切な対応ができるよう、予め責任者や窓口を明確にしておくとともに、個人情報の取り扱いについて細心の注意を払い、その保護に当たるものとしします。
- (8) 入所検討委員及び施設の職員は、業務上知り得た入所希望者やその家族に関する個人情報を他に漏らしてはなりません。また、委員を退任した後又は施設を退職した後も同様としします。

## 8 指針の見直し

指針は、必要に応じて見直すこととしします。

### 附 則

この指針は、平成15年 3月13日から適用します。

### 附 則

この指針は、平成27年 4月 1日から適用します。

### 附 則

この指針は、平成30年 2月 7日から適用します。

別表

標準評価基準表

|                  |        |           |                 |               |                                    |                                    |                                    |                   |    |
|------------------|--------|-----------|-----------------|---------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------|----|
| 施設入所者の<br>みなし利用率 |        | 居宅サービス利用率 | 本人の状況<br>介護者の有無 | 80<br>%<br>以上 | 60<br>%<br>以上<br>80<br>%<br>未<br>満 | 40<br>%<br>以上<br>60<br>%<br>未<br>満 | 20<br>%<br>以上<br>40<br>%<br>未<br>満 | 20<br>%<br>未<br>満 |    |
|                  |        |           |                 | 20            | 15                                 | 10                                 | 5                                  | 0                 |    |
| 要介護5             |        | 50        |                 | 70            | 65                                 | 60                                 | 55                                 | 50                |    |
| 要介護4             |        | 45        |                 | 65            | 60                                 | 55                                 | 50                                 | 45                |    |
| 要介護3             |        | 介護者無      | 40              | 60            | 55                                 | 50                                 | 45                                 | 40                |    |
|                  |        | 高齢介護者等    | 35              | 55            | 50                                 | 45                                 | 40                                 | 35                |    |
|                  |        | 介護者有      | 30              | 50            | 45                                 | 40                                 | 35                                 | 30                |    |
| 特例入所が認められる者      | 要介護2   | 認知症A      | 介護者無            | 35            | 55                                 | 50                                 | 45                                 | 40                | 35 |
|                  |        |           | 高齢介護者等          | 30            | 50                                 | 45                                 | 40                                 | 35                | 30 |
|                  |        |           | 介護者有            | 25            | 45                                 | 40                                 | 35                                 | 30                | 25 |
|                  |        | 認知症B      | 介護者無            | 30            | 50                                 | 45                                 | 40                                 | 35                | 30 |
|                  |        |           | 高齢介護者等          | 25            | 45                                 | 40                                 | 35                                 | 30                | 25 |
|                  |        |           | 介護者有            | 20            | 40                                 | 35                                 | 30                                 | 25                | 20 |
|                  | 要介護1   | 認知症なし     | 介護者無            | 20            | 40                                 | 35                                 | 30                                 | 25                | 20 |
|                  |        |           | 高齢介護者等          | 15            | 35                                 | 30                                 | 25                                 | 20                | 15 |
|                  |        |           | 介護者有            | 10            | 30                                 | 25                                 | 20                                 | 15                | 10 |
|                  |        | 認知症A      | 介護者無            | 30            | 50                                 | 45                                 | 40                                 | 35                | 30 |
|                  |        |           | 高齢介護者等          | 25            | 45                                 | 40                                 | 35                                 | 30                | 25 |
|                  |        |           | 介護者有            | 20            | 40                                 | 35                                 | 30                                 | 25                | 20 |
| 認知症B             | 介護者無   | 25        | 45              | 40            | 35                                 | 30                                 | 25                                 |                   |    |
|                  | 高齢介護者等 | 20        | 40              | 35            | 30                                 | 25                                 | 20                                 |                   |    |
|                  | 介護者有   | 15        | 35              | 30            | 25                                 | 20                                 | 15                                 |                   |    |
| 認知症なし            | 介護者無   | 15        | 35              | 30            | 25                                 | 20                                 | 15                                 |                   |    |
|                  | 高齢介護者等 | 10        | 30              | 25            | 20                                 | 15                                 | 10                                 |                   |    |
|                  | 介護者有   | 5         | 25              | 20            | 15                                 | 10                                 | 5                                  |                   |    |

- ※1 「認知症A」は、認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準におけるランクⅢ、Ⅳ、Ⅴの方、「認知症B」はランクⅡの方、「認知症なし」はランクⅠ及び自立の方をいう。  
 2 「居宅サービス利用率」は、サービス利用票別表に基づく支給限度額に対するサービス利用額の割合をいう。  
 3 「介護者無」は、同居家族がない若しくは親族等が地理的に離れていたり入院等により、実質的に介護する者がいない場合をいう。  
 4 「高齢介護者等」は、同居家族又は近所に親族等はいるが、要介護状態、病気療養中又は障害を有するなどの状況にあり、十分な介護が困難な場合をいう。  
 5 介護保険施設、病院及び養護老人ホームの入居者に係るサービス利用率については、40%以上60%未満とみなすものとする。